

第 8 期

豊前市外二町清掃施設組合 分別収集計画

平成 2 8 年 6 月

豊前市外二町清掃施設組合分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

豊前市外二町清掃施設組合分別収集計画

平成 28 年 6 月 20 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の容積率の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たって基本的方向を次に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ③ 廃棄物の適正処理
- ④ 環境教育の充実
- ⑤ 構成市町との連携した施策の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間とし、平成 31 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

単位：t／年

年 度 項 目	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物(全体)	2,090	2,070	2,060	2,040	2,030
内 豊前市	1,350	1,340	1,330	1,320	1,310
内 吉富町	340	340	340	330	330
内 上毛町	400	390	390	390	390

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会における環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷の低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導等を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、構成市町が有する収集機材、組合が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(全体)

(法第8条第2項第4号)

単位：t／年

	29 年度		30 年度		31 年度		32 年度		33 年度	
主としてスチール製の容器	30		30		29		29		29	
主としてアルミ製の容器	60		59		59		58		58	
無色のガラス製容器	(合計) 45		(合計) 44		(合計) 44		(合計) 44		(合計) 43	
	(引渡数量) 45	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 44	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 44	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 44	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 43	(独自処理数量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 74		(合計) 74		(合計) 73		(合計) 73		(合計) 72	
	(引渡数量) 74	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 74	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 73	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 73	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 72	(独自処理数量) 0
その他ガラス製容器	(合計) 179		(合計) 177		(合計) 176		(合計) 175		(合計) 174	
	(引渡数量) 179	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 177	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 176	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 175	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 174	(独自処理数量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	129		128		127		126		126	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 30		(合計) 30		(合計) 29		(合計) 29		(合計) 29	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 30	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 30	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 29	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 29	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 29
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 99		(合計) 99		(合計) 98		(合計) 97		(合計) 97	
	(引渡数量) 99	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 99	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 98	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 97	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 97	(独自処理数量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 109.5		(合計) 108.5		(合計) 108.5		(合計) 107.5		(合計) 106.5	
	(引渡数量) 109.5	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 108.5	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 108.5	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 107.5	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 106.5	(独自処理数量) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.5		(合計) 0.5		(合計) 0.5		(合計) 0.5		(合計) 0.5	
	(引渡数量) 0.5	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0.5	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0.5	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0.5	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0.5	(独自処理数量) 0
合 計	758.5		752.5		746.5		741.5		737.5	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(豊前市)

(法第8条第2項第4号)

単位: t/年

	29 年度		30 年度		31 年度		32 年度		33 年度	
主としてスチール製の容器	20		20		19		19		19	
主としてアルミ製の容器	42		42		42		42		42	
無色のガラス製容器	(合計) 31		(合計) 31		(合計) 31		(合計) 31		(合計) 31	
	(引渡数量) 31	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 31	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 31	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 31	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 31	(独自処理数量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 49		(合計) 49		(合計) 48		(合計) 48		(合計) 47	
	(引渡数量) 49	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 49	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 48	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 48	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 47	(独自処理数量) 0
その他ガラス製容器	(合計) 119		(合計) 117		(合計) 117		(合計) 117		(合計) 116	
	(引渡数量) 119	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 117	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 117	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 117	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 116	(独自処理数量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2		2		2		2		2	
主として段ボール製の容器	85		85		85		84		84	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 18		(合計) 18		(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 18	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 18	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 17	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 17	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 17
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 70		(合計) 70		(合計) 69		(合計) 69		(合計) 69	
	(引渡数量) 70	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 70	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 69	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 69	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 69	(独自処理数量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 80.3		(合計) 80.3		(合計) 80.3		(合計) 80.3		(合計) 79.3	
	(引渡数量) 80.3	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 80.3	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 80.3	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 80.3	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 79.3	(独自処理数量) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.3		(合計) 0.3		(合計) 0.3		(合計) 0.3		(合計) 0.3	
	(引渡数量) 0.3	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0.3	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0.3	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0.3	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0.3	(独自処理数量) 0
合 計	516.3		514.3		510.3		509.3		506.3	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器

包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(吉富町)

(法第8条第2項第4号)

単位：t／年

	29 年度		30 年度		31 年度		32 年度		33 年度	
主としてスチール製の容器	5		5		5		5		5	
主としてアルミ製の容器	9		8		8		8		8	
無色のガラス製容器	(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 5	
	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 6	(独自処理量) 0	(引渡量) 5	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10	
	(引渡量) 10	(独自処理量) 0	(引渡量) 10	(独自処理量) 0	(引渡量) 10	(独自処理量) 0	(引渡量) 10	(独自処理量) 0	(引渡量) 10	(独自処理量) 0
その他ガラス製容器	(合計) 23		(合計) 23		(合計) 22		(合計) 22		(合計) 22	
	(引渡量) 23	(独自処理量) 0	(引渡量) 23	(独自処理量) 0	(引渡量) 22	(独自処理量) 0	(引渡量) 22	(独自処理量) 0	(引渡量) 22	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.3		0.3		0.3		0.3		0.3	
主として段ボール製の容器	20		19		19		19		19	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5		(合計) 5		(合計) 5		(合計) 5		(合計) 5	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 5	(引渡量) 0	(独自処理量) 5	(引渡量) 0	(独自処理量) 5	(引渡量) 0	(独自処理量) 5	(引渡量) 0	(独自処理量) 5
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡量) 14	(独自処理量) 0	(引渡量) 14	(独自処理量) 0	(引渡量) 14	(独自処理量) 0	(引渡量) 14	(独自処理量) 0	(引渡量) 14	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 12.1		(合計) 12.1		(合計) 12.1		(合計) 11.1		(合計) 11.1	
	(引渡量) 12.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 12.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 12.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 11.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 11.1	(独自処理量) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1	
	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 0.1	(独自処理量) 0
合 計	104.4		102.4		101.4		100.4		99.4	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器

包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(上毛町)

(法第8条第2項第4号)

単位：t／年

	29 年度		30 年度		31 年度		32 年度		33 年度	
主としてスチール製の容器	5		5		5		5		5	
主としてアルミ製の容器	9		9		9		8		8	
無色のガラス製容器	(合計) 8		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7	
	(引渡) 8	(独自処理) 0	(引渡) 7	(独自処理) 0	(引渡) 7	(独自処理) 0	(引渡) 7	(独自処理) 0	(引渡) 7	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 15		(合計) 15		(合計) 15		(合計) 15		(合計) 15	
	(引渡) 15	(独自処理) 0	(引渡) 15	(独自処理) 0	(引渡) 15	(独自処理) 0	(引渡) 15	(独自処理) 0	(引渡) 15	(独自処理) 0
その他ガラス製容器	(合計) 37		(合計) 37		(合計) 37		(合計) 36		(合計) 36	
	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 37	(独自処理) 0	(引渡) 36	(独自処理) 0	(引渡) 36	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.7		0.7		0.7		0.7		0.7	
主として段ボール製の容器	24		24		23		23		23	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7	
	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 7	(引渡) 0	(独自処理) 7
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 15		(合計) 15		(合計) 15		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡) 15	(独自処理) 0	(引渡) 15	(独自処理) 0	(引渡) 15	(独自処理) 0	(引渡) 14	(独自処理) 0	(引渡) 14	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 17.1		(合計) 16.1		(合計) 16.1		(合計) 16.1		(合計) 16.1	
	(引渡) 17.1	(独自処理) 0	(引渡) 16.1	(独自処理) 0	(引渡) 16.1	(独自処理) 0	(引渡) 16.1	(独自処理) 0	(引渡) 16.1	(独自処理) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1	
	(引渡) 0.1	(独自処理) 0	(引渡) 0.1	(独自処理) 0	(引渡) 0.1	(独自処理) 0	(引渡) 0.1	(独自処理) 0	(引渡) 0.1	(独自処理) 0
合 計	137.8		135.8		134.8		131.8		131.8	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※ 直近年度（平成27年度）を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績量についても、公表に備えて別途整備することが必要である。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
40,780人 (対前年度比) △0.7%	40,490人 (対前年度比) △0.7%	40,210人 (対前年度比) △0.7%	39,930人 (対前年度比) △0.7%	39,650人 (対前年度比) △0.7%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うものとする。

分別収集を行う実施主体は、次のとおりである。

容器包装廃棄物の種類	分別の種類	収集運搬	選別・圧縮・保管
スチール製容器	カン	市町による定期収集	豊前市外二町 清掃センター
アルミ製容器			
無色ガラス製容器	ビン	市町による定期収集	
茶色ガラス製容器			
その他ガラス製容器			
飲料用紙製容器包装	紙パック	市町による定期収集 拠点回収	
段ボール	段ボール	市町による定期収集	
紙製容器包装	紙製容器包装	市町による定期収集	
ペットボトル	ペットボトル	市町による定期収集	
プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	市町による定期収集	
	白色トレイ	市町による定期収集 拠点回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

各施設のうち、排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設・体制を利用するものとする。

中間処理については、平成19年4月から、リサイクルセンターの手選別ラインにおいて、ビンを選別・保管し、カン・紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装は選別・圧縮・保管している。紙パック・段ボール・白色トレイは、ストックヤードで選別・保管している。

分別収集の用に供する施設の整備概要は次のとおりである。

容器包装廃棄物	分別区分	収 集	収集車	処理方法
スチール	カン	指定袋(無色透明の袋)	パッカー車	選別・圧縮・保管
アルミ				
無色ガラス	ビン	指定袋(無色透明の袋)	パッカー車	選別・保管
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲料用紙製容器包装	紙パック	回収ボックス 指定袋(無色透明の袋)	ダンプ車	選別・保管
段ボール	段ボール	ひもかけ	ダンプ車	選別・保管
紙製容器包装	紙製容器包装	指定袋(無色透明の袋)	ダンプ車	選別・圧縮・保管
ペットボトル	ペットボトル	指定袋(無色透明の袋)	パッカー車	選別・圧縮・保管
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定袋(無色透明の袋)	パッカー車	選別・圧縮・保管
	白色トレイ	回収ボックス 指定袋(無色透明の袋)	ダンプ車	選別・保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図る事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に実施するために、住民や事業者の意見及び要望を反映させるとともに、ステーション管理者（区長等）と協力し、指導・啓発を行うものとする。

(2) 資源物集団回収に関する事項

自治会・子供会等の団体が資源物集団回収（廃品回収）を積極実施し、分別収集推進の有効性が認められる場合は、継続して支援を行うものとする。

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合性を図る事項

平成 17 年 3 月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合性を図ることはもちろん、構成市町との連携を図り、容器包装廃棄物の取り組みを実施して行くものとする。